コンプライアンス規程

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の倫理規程に則り、当団体に適用される法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）について、その問題を的確に管理又は処理し、事業活動が公正かつ適正に運営されるための組織及びコンプライアンス施策について定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条　当団体の役員及び従業員（以下「役員等」という。）は、当団体に適用される法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第3条　当団体のコンプライアンスに関わる組織として、以下のものを置く。

⑴　コンプライアンス担当理事

⑵　コンプライアンス委員会

（コンプライアンス担当理事）

第4条　コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、その統括責任者として、コンプライアンスに関する施策、コンプライアンス違反事件への対応を行う。

2. コンプライアンス担当理事は、理事長が任命する。

（コンプライアンス委員会）

第5条　コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、理事長、事務局長、各事業責任者を委員として構成する。

2. 監事は、監査を行う上で必要があるときは、コンプライアンス委員会に出席して意見を述べることができる。

3. コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

⑴　コンプライアンス施策の検討、実施及び実施状況のモニタリング

⑵　コンプライアンス違反事件に係る原因究明、必要な措置の検討及び再発防止策の実施

⑶　第１号及び前号の結果の公表

⑷　その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

4. コンプライアンス担当理事は、前項各号に定める事項を遂行する必要があると認めるときは、委員を招集してコンプライアンス委員会を開催する。

（コンプライアンス違反行為等の報告及び対応）

第6条　役員等は、コンプライアンスに違反する又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やか

にコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づき通報、申告又は相談を行った場合はこの限りでない。

2. 前項の報告を受けたコンプライアンス担当理事は、速やかに、事実関係を調査し、必要な措置及び再発防止策を講じなければならない。
3. コンプライアンス担当理事は、前項の調査、措置等を行った場合は、遅滞なく、その内容を理事会に報告しなければならない。

（懲戒）

第7条　第 6 条第 1 項に定める報告を適切に行わなかった場合は、その者について、情状により、就業規則第 89 条及び第 90 条を準用して懲戒手続に付すものとする。

（コンプライアンスに関する研修等の実施）

第8条　当団体は、役員等に対し、コンプライアンスに関する研修等を適宜行うものとする。

（改廃）

第9条　本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

本規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。